

事 務 連 絡

平成 28 年 1 月 22 日

各 { 都 道 府 県  
保健所を設置する市  
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局  
医療機器・再生医療等製品担当参事官室

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

家庭用電気マッサージ器の適正使用に関する周知等について（情報提供）

家庭用電気マッサージ器（家庭用の電気マッサージ器との組合せ医療機器を含む。以下同じ。）の適正使用については、平成 24 年 5 月 10 日付け薬食安発 0510 第 1 号「家庭用電気マッサージ器の適正使用に関する周知等について（協力依頼）」において添付文書又は取扱説明書における注意事項に従い、正しく使用していただくよう、使用者への周知のお願いをしていたところです。

今般、独立行政法人国民生活センターより「家庭用電気マッサージ器による危害」（平成 28 年 1 月 21 日）として、下記のとおり、家庭用電気マッサージ器の事故の傾向及び消費者の使用実態等の紹介や、トラブル拡大防止のための注意喚起等が行われました。

その中において、安全な使い方が販売時等に使用者に十分提供されていないことが問題点として挙げられていることから、貴管内の家庭用電気マッサージ器の製造販売業者及び販売業者に対し、販売時等における家庭用電気マッサージ器の適正使用の情報提供について徹底するよう引き続きの周知方ご配慮願います。また、家庭用電気マッサージ器の適正な使用及び当該機器に関する改善等に関する要望が含まれておりましたので、貴管内の家庭用電気マッサージ器の製造販売業者に要望の伝達をお願いいたします。

記

家庭用電気マッサージ器による危害（平成 28 年 1 月 21 日）

[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20160121\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20160121_1.pdf)





事 務 連 絡  
平成 28 年 1 月 22 日

一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局  
医療機器・再生医療等製品担当参事官室

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

家庭用電気マッサージ器の適正使用に関する周知等について（情報提供）

家庭用電気マッサージ器（家庭用の電気マッサージ器との組合せ医療機器を含む。以下同じ。）の適正使用については、平成 24 年 5 月 10 日付け薬食安発 0510 第 1 号「家庭用電気マッサージ器の適正使用に関する周知等について（協力依頼）」において添付文書又は取扱説明書における注意事項に従い、正しく使用していただくよう、使用者への周知のお願いをしていたところです。

今般、独立行政法人国民生活センターより「家庭用電気マッサージ器による危害」（平成 28 年 1 月 21 日）として、下記のとおり、家庭用電気マッサージ器の事故の傾向及び消費者の使用実態等の紹介や、トラブル拡大防止のための注意喚起等が行われました。

その中において、安全な使い方が販売時等に使用者に十分提供されていないことが問題点として挙げられていることから、販売時等における家庭用電気マッサージ器の適正使用の情報提供を徹底するよう周知を引き続きお願いいたします。また、家庭用電気マッサージ器の適正な使用及び当該機器に関する改善等に関する要望が含まれておりましたので、要望を伝達いたします。

なお、本通知の写しを各都道府県、保健所を設置する市及び特別区の衛生主管部（局）及び関係団体宛て送付することとしています。

記

家庭用電気マッサージ器による危害（平成 28 年 1 月 21 日）

[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20160121\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20160121_1.pdf)